

	<p>3 未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。</p>		<p>1 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）による諸給与金の支給を決定すること。 2 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）による戦時死亡宣告の審判を申し立てること。</p>	<p>1 未帰還者の死亡（戦時死亡宣告を含む。）公報発行を決定すること。 2 同法による弔慰料の支給を決定すること。</p>	<p>1 未帰還者の調査研究に関すること。</p>
	<p>4 旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族援護に関すること。</p>		<p>1 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）の規定による裁定をすること。 2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の規定による裁定をすること。 3 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）の規定による裁定をすること。 4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による裁定をすること。</p>	<p>1 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定による療養給付等を認定すること。</p>	<p>1 恩給法（大正12年法律第48号）による旧軍関係者の恩給請求書の調査及び進達をすること。 2 旧陸軍の軍人、準軍人又は旧軍属の履歴の証明書を発行すること。 3 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金等の請求書の調査又は進達をすること。 4 戦没者等の妻に対する特別給付金等国庫債券の担保生業資金貸付又は買上適格者の内定又は内申をすること。</p>

			5 旧軍人又は旧軍属の死没者に対する叙位叙勲の進達又は勲記勲章等の交付をすること。		5 戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳又は戦傷病者乗車券引換証を交付すること。 6 受給権調査に関すること。
	5 引揚者援護に関すること。			1 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）等の規定による認定をすること。 2 引揚者援護住宅の管理に関すること。	1 引揚者国庫債券の担保生業資金貸付適格者の内定及び内申をすること。
	6 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関すること（同法に規定する生計困難者のための事業に関することに限る。）。		1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。	1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第56条の規定による監督に関すること。 3 同法第58条の規定による監督に関すること。	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。
	7 医療扶助審議会に関すること。				